

申30号 「住環境制度の改正」に関する説明申し入れ

第1項「住環境制度の改正」に至る経緯と改正目的を明らかにすること。また、JR他社ならびに他企業における住環境制度の現状について明らかにすること。

○制度改正の目的

- 社員の持家取得を促進する
- 持家居住者の受益格差是正
- 社宅利用機会均等の促進

○JR他社の社宅の状況

- 社宅入居制限実施(50歳の年齢制限)：JR北海道、東海、四国、九州
- 年齢により家賃が上昇する傾斜家賃制度：JR西日本
- JR貨物は、社宅使用を制限する制度はない

○他企業の状況

- 社宅保有企業の90%が、社宅使用を制限する制度を導入している

福利厚生のお社負担額

- 【賃貸住宅】 援助金支給額 月額 30,000円(特定地域) ⇒ 年間合計 360,000円
- 【所有住宅】 援助金支給額 月額 5,000円×12ヵ月
住宅ローン支援制度 年額 144,000円(特定地域) ⇒ 年間合計 204,000円
- 【社宅】 維持管理費は会社負担、具体的な金額は示せない!

福利厚生の負担割合

4 : 3 : 1 10年後には 3 : 2 : 1
社宅 賃貸 持家 ⇒ 社宅 賃貸 持家

具体的な数値設定もなく、
制度改正をするのか!?

持家率が向上していないことが明らかに...

1999年は39%。現在もあまり増えてはいない。住宅ローン支援制度「成果が出たかな?」というもの

持家を推進する上で、目標を定めていないことも明らかに! 「それでは目的は達成できない」ことを指摘!!

第2項「社宅利用者と社宅以外に居住する社員の受益格差の是正」および「社宅の利用機会均等を推進」の必要性について具体的に明らかにすること

会社回答

- イーストハイム(EH)入居者はなかなか出ない。入居したい若い人が入れない。
- EHは、入居と退居の比率が10%未満。他の社宅は15%~20%稼働。
- 入居待機希望者数は把握していない。「年齢制限」ではなく「15年制限」で公平。

イーストハイムは居住スペースが広く、
家族構成が多い(4人以上)を
入居条件にしている。
住みやすいのは当たり前!!

社宅居住者内でも格差がある。指定職等を優遇せず平等に実施 確認!

第3項「住環境制度に関する福利厚生費の会社負担額を明らかにする事。また、制度改正に伴う会社としての新たな負担額に対する考え方を明らかにすること

第6項 所有住宅支援一時金を20万円とした理由を明らかにすること

20万円の根拠は、引越費用、家具・家電を買うために使ってもらえれば...
会社の新たな負担=新規申請者(年間)1,500名×支援金20万円で、約3億円の会社負担増!
1棟(30戸)の社宅廃止で、維持管理費が年間450万円削減!!

JR東日本の1日の売上
は、約20億円...

第4項 住環境制度の改正に伴い、将来にわたる社宅の配置箇所および配置規模を明らかにすること

会社回答

築40年の老朽化と耐震強度対策が優先。耐震がNGの社宅は廃止していく。
全国の社宅戸数、入居戸数、築年数については、別途示す。確認!

制度の全容を明らかにし、生活基盤の安定を実現させよう!